

男鹿市規則第 1 3 号

男鹿市出産祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市出産祝金支給条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市<u>お誕生おめでとう祝金</u>支給条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、男鹿市<u>お誕生おめでとう祝金</u>支給条例（平成17年男鹿市条例第115号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（申請要件）</u> <u>第 2 条 申請できる者（以下「申請者」という）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。</u> (1) <u>条例第 2 条に規定する支給対象者と同じ世帯に属し、かつ、支給対象者を養育する者</u> (2) <u>申請日において市の住民基本台帳に登録されてから 6 か月が経過し、申請日から起算して 6 か月以上支給対象者とともに市内に住所を有し、かつ、居住しようとする者</u> (3) <u>申請者及び申請者が属する世帯員が市税等を滞納していないこと。</u> (4) <u>申請者及び申請者が属する世帯員が男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。</u>	男鹿市<u>出産祝金</u>支給条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、男鹿市<u>出産祝金</u>支給条例（平成17年男鹿市条例第115号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（出産祝金の支給要件）</u> <u>第 2 条 条例第 2 条に規定する新生児を出産したものは、次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。</u> (1) <u>住民基本台帳に記載されている者で、引続き 6 か月以上市内に住所を有するもの</u> (2) <u>支給対象者及び支給対象者が属する世帯員が市税等を滞納していないこと。</u> (3) <u>男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。</u> <u>2 市長は、住民基本台帳に記載後 6 か月に満たない者が、前項に規定する要件を満たした場合は、支給対象者</u>

改正後	改正前
(支給申請) 第3条 <u>申請者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期日までにお誕生おめでとう祝金支給申請書兼請求書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 (1) <u>条例第2条第1号に該当する者</u> <u>支給対象者の出生日の翌日から起算して6か月以内</u> (2) <u>条例第2条第2号に該当する者</u> <u>特別養子縁組成立日の翌日から起算して6か月以内</u> (支給決定) 第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合は、当該申請に<u>係る</u>書類の審査及び必要に応じ調査を行い、<u>お誕生おめでとう祝金（以下「祝金」という）</u>の支給が適当であると認めた時は、支給決定通知書（様式第2号）により<u>申請者</u>に通知するものとする。 2 <u>市長は</u>、前項の規定による書類の審査及び調査により祝金の支給が適当ではないと認めた場合は、不支給決定通知書（様式第3号）により<u>申請者</u>に通知するものとする。 (祝金の支給) 第5条 <u>祝金は、前条第1項の規定による</u>支給決定日から起算して30日以内に祝金を支給するものとする。 <u>(支給決定の取消し及び返還)</u> 第6条 <u>市長は、第4条第1項の規定による支給決定を受</u>	<u>とすることができる。</u> (<u>出産祝金</u>支給申請) 第3条 <u>出産祝金支給対象者が支給の申請をしようとする時は、支給対象となった日から60日以内に出産祝金支給申請書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 (<u>出産祝金</u>の支給決定) 第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合は、当該申請に<u>かかる</u>書類の審査及び必要に応じ調査を行い、<u>祝金</u>の支給が適当であると認めた時は、支給決定通知書（様式第2号）により<u>支給対象者</u>に通知するものとする。 2 <u>市長は</u>前項の規定による書類の審査及び調査により祝金の支給が適当ではないと認めた場合は、不支給決定通知書（様式第3号）により<u>支給対象者</u>に通知するものとする。 (<u>出産祝金</u>の支給) 第5条 <u>出産祝金は、男鹿市出産祝金支給条例施行規則（平成17年男鹿市規則第66号）第2条の規定により</u>支給決定日から起算して30日以内に祝金を支給するものとする。

改正後	改正前
<u>けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。</u> <u>(1) 虚偽の申請その他不正な行為によって祝金の支給を受けたとき。</u> <u>(2) 申請日から起算して、6か月以内に他の市町村へ転出したとき。</u> <u>(3) 市長が適当でないと認めたとき。</u> <u>2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、当該支給決定者に対し、既に交付した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</u> （その他） <u>第7条</u> （略）	（その他） <u>第6条</u> （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前までに出産された第1子、第2子の新生児に係る出産祝金の支給については、なお従前の例による。